

2024年度版

契約内容重要事項記載資料

個人年金共済制度

拠出型企業年金保険

ゆとりある老後設計のための
自主積立による年金制度です。

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料
をご覧ください。制度内容・給付
額試算表の内容・掛金額等がご
自身のご意向にあっているか必
ずご確認ください。

ご注意 積立金が払込掛金の累計を下回る場合があります。

お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。
そのため、新規加入・増口から一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更されることがあります。

※将来の受取予想額につきましては、給付額試算表をご確認願います。ただし、将来のお受取額をお約束するものではありません。

大阪商工会議所

大阪商工会議所の会員に提供するゆと

予算にあわせ掛金額は自由

5口以上なら何口でも自由に掛金額を決められます。(月払の場合)
また、ご希望により、半年払、一時払による給付増も可能です。

毎年増え続ける年金

6年目から毎年、年金月額が増加します。
年金額の増加は保証期間中に限ります。下の仕組み図をご覧ください。

脱退一時金

年金受給権取得前に脱退された場合でも、脱退一時金を受け取れます。

個人年金共済制度 [拠出型企業年金保険] 契約概要

この「個人年金共済制度 [拠出型企業年金保険] 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

1.商品名称

拠出型企業年金保険

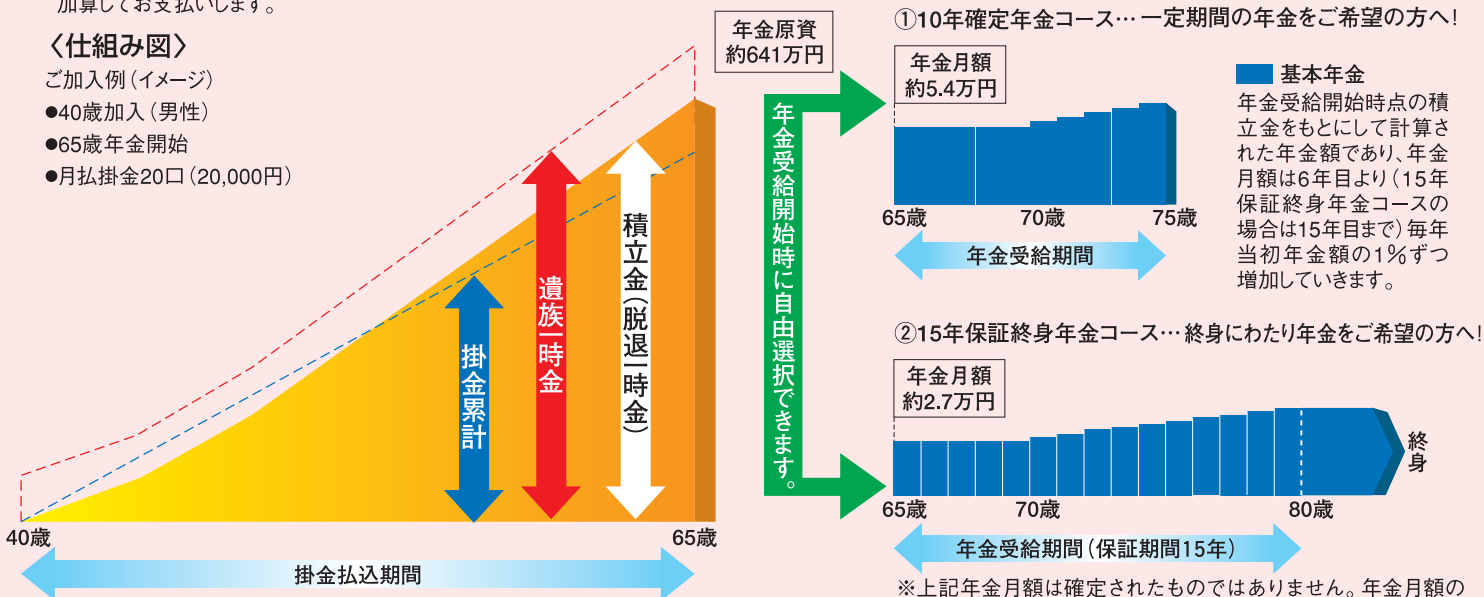
2.商品の特徴について

- 大阪商工会議所会員事業所・特定商工業者事業所の事業主および役員・従業員の方について、自助努力による老後保障資金の準備・財産形成を目的に、団体(大阪商工会議所)を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- 掛金を払込み、積立金を原資として年金または一時金を受け取れます。
- 掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金として、月払掛金1口につき1,000円、半年払掛金1口につき2,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。

〈仕組み図〉

ご加入例(イメージ)

- 40歳加入(男性)
- 65歳年金開始
- 月払掛金20口(20,000円)



3.加入資格について

大阪商工会議所会員事業所・特定商工業者事業所の事業主および役員・従業員で満15歳以上65歳未満の方。

ただし、現在健康で正常に勤務されている方。満70歳までご継続いただけます。

※原則、当所を退会されたり、会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入の継続はできません。すみやかに脱退手続きをお取りください。

4.掛金について

- 掛金と加入口数 月払……………1口1,000円で5口以上 半年払……………1口10,000円で3口以上
一時払……………1口100,000円で100口限度(半年払、一時払のみの加入はできません)
掛金は加入者負担です。
掛金にはそれぞれ1口あたり30円(月払)、300円(半年払)、1,000円(一時払)の制度運営事務費が含まれています。
制度運営事務費を除いた残額(月払は1口あたり970円、半年払は9,700円、一時払は99,000円)を保険料として運用します。
お申し出により増口ができます。
また、次の事由がある場合には月払掛金の一部、半年払の全部の払込中止を取扱います。
災害・疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他掛金の払込が困難な場合。
- 掛金の払込方法 掛金は取扱金融機関より、毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。第2回目以降の掛金の口座振替ができなかった場合は、翌月に2ヵ月分の口座振替を行います。更に振替えができなかった場合は脱退として取扱います。
半年払の掛金は年2回1月22日、7月22日に振替えられます。
一時払の掛金は、7月20日までに申し込の場合、8月22日に、11月20日までに申し込の場合、12月22日に振替えられます。
※お申し込みいただいた掛金を加入取扱者が現金で受領することはありません。初回よりご指定の金融機関の預金口座から自動振替いたします。

よりある老後設計、選べる余裕をプラス。

年金開始時期

満70歳になられたとき、または加入10年以上経過し、満60歳以上で脱退されたときに年金のお支払いが開始されます。

年金は2つのコースから選択

年金開始時に①10年確定年金②15年保証終身年金のいずれかを自由に選択いただけます。

5.加入日および掛金払込満了日について

- 加入日(新規・増口) 毎月20日までにお申込の場合……翌々月1日 毎月21日以降月末までにお申込の場合……翌々々月1日
(ただし、半年払の加入日は2月1日または8月1日、一時払の加入日は1月1日または9月1日となります。)
- 掛金払込満了日 掛金払込満了日は満70歳に達した日となります。

6.年金や一時金が支払われる場合について

年金や一時金が支払われる場合は以下のとおりです。

給付の種類〈重複しては支払われません。〉

10年確定年金 加入10年以上かつ満60歳以上で年金受取の開始を希望されたとき、生死にかかわらず10年間年金が受け取れます。*

15年保証終身年金 加入10年以上かつ満60歳以上で年金受取の開始を希望されたとき、生存されている限り終身にわたり年金が受け取れます。
15年の保証期間中に死亡された場合は残存保証期間中、遺族に年金が支払われます。*

脱退一時金 年金受給権取得前に脱退されたとき脱退一時金をお支払いします。

遺族一時金 積立期間中に死亡されたとき遺族一時金をお支払いします。

※遺族一時金は払込中の加入1口について死亡時の積立金額に月払は1,000円、半年払は2,000円加算してお支払いします。
ただし、払込みのない加入口に対する加算はありません。

受取人 年金及び脱退一時金の受取人は加入者本人です。※ご本人が死亡されたときは、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位(該当する方がいない場合は、民法における相続人の規定)によります。

年金の一括払 年金の支払いにかえて一時金請求をされた場合には将来の年金のお支払いにかえて残存保証期間の未払年金原資を一時金としてお支払いします。

*加入期間10年未満でも満70歳に達した方は年金の受給資格が得られます。

7.積立金について

- 積立金(脱退一時金)・遺族一時金をご加入時点で定まるものではありません。
- お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更されることがあります。

8.年金月額について

- 年金月額はご加入時点で定まるものではありません。
- 将来お受取りになる年金月額は年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されます。基礎率等(予定利率、予定死亡率等)については将来変更されることがあります。

9.配当金について

- この保険は1年ごとに財政決算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として、翌年度始に各ご加入者に割当てる仕組みとなっております。決算実績によっては、割当のない年度もあります。
- 掛金払込期間中の配当金は、ご加入者の積立金に繰入れられます。
- 年金受給期間中の配当金は、年金の増額(増加年金)に充当されます。
- 年度途中で脱退された場合、その年度始から脱退時にかかる配当金の割当はありません。

10.委託保険会社および委託割合について

この制度は保険契約者である大阪商工会議所が、生命保険会社と締結した「拋出型企業年金保険契約」に基づき運営します。
(制度発足日 昭和60年4月1日)

大同生命保険株式会社(事務幹事会社)	41.25%
日本生命保険相互会社	12.76%
第一生命保険株式会社	4.90%
富国生命保険相互会社	18.84%
住友生命保険相互会社	22.25%

※上記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。(上記の委託保険会社および委託割合は2023年11月現在のものです。)なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が上記の委託割合と異なることがあります。



給付額試算表～積立金額(脱退一時金)および開始時年金月額

①月払掛金10口10,000円について

加入年数	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	遺族一時金	65歳開始時年金月額		
				10年確定年金	15年保証終身年金(男)	15年保証終身年金(女)
1年	120,000円	約 114,900円	約 124,900円	—	—	—
2年	240,000円	230,900円	240,900円	—	—	—
3年	360,000円	347,900円	357,900円	—	—	—
4年	480,000円	466,000円	476,000円	—	—	—
5年	600,000円	585,200円	595,200円	約 5,000円	約 2,500円	約 2,200円
6年	720,000円	705,400円	715,400円	6,000円	3,000円	2,700円
7年	840,000円	826,700円	836,700円	7,000円	3,500円	3,100円
8年	960,000円	949,100円	959,100円	8,100円	4,100円	3,600円
9年	1,080,000円	1,072,700円	1,082,700円	9,100円	4,600円	4,100円
10年	1,200,000円	1,197,300円	1,207,300円	10,200円	5,100円	4,500円
11年	1,320,000円	1,323,100円	1,333,100円	11,300円	5,700円	5,000円
12年	1,440,000円	1,450,000円	1,460,000円	12,400円	6,200円	5,500円
13年	1,560,000円	1,578,000円	1,588,000円	13,500円	6,800円	6,000円
14年	1,680,000円	1,707,200円	1,717,200円	14,600円	7,400円	6,500円
15年	1,800,000円	1,837,600円	1,847,600円	15,700円	7,900円	7,000円
20年	2,400,000円	2,507,300円	2,517,300円	21,400円	10,800円	9,600円
25年	3,000,000円	3,207,700円	3,217,700円	27,400円	13,900円	12,200円

②一時払掛金1口100,000円について

加入年数	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	65歳開始時年金月額		
			10年確定年金	15年保証終身年金(男)	15年保証終身年金(女)
1年	100,000円	約 98,260円	—	—	—
2年	100,000円	99,150円	—	—	—
3年	100,000円	100,040円	—	—	—
4年	100,000円	100,950円	—	—	—
5年	100,000円	101,860円	約 870円	約 440円	約 390円
6年	100,000円	102,780円	870円	440円	390円
7年	100,000円	103,710円	880円	440円	390円
8年	100,000円	104,640円	890円	450円	400円
9年	100,000円	105,590円	900円	450円	400円
10年	100,000円	106,540円	910円	460円	400円
15年	100,000円	111,440円	950円	480円	420円
20年	100,000円	116,560円	990円	500円	440円
25年	100,000円	121,920円	1,040円	520円	460円

(注) 1. 試算額は変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。

(1) 月払掛金は61,000円を常に維持していること。

(2) 加入者全員の掛金が所定の払込期月の1日に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の金額は、各委託生命保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)[2023年11月現在]および委託割合[2023年11月現在]に基づき計算しております。

2. 基礎率(予定利率・予定死亡率等)、委託保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

3. 加入後一定の期間は、脱退一時金が払込掛金の累計を下回ります。

4. 上表の年金月額は3ヵ月払とし、3・6・9・12月にお支払いします。

上表の15年保証終身年金の年金月額は、65歳から年金受取を開始した場合の試算例であり、全ての年金受取開始年齢について表示しているものではありません。

開始時年金月額約10万円を受給するための掛金の払方例[65歳開始男性]

加入年数	10年確定年金			15年保証終身年金		
	月払のみ	月払と一時払との併用		月払のみ	月払と一時払との併用	
		月払	一時払		月払	一時払
10年	98,000円	71,000円	3,000,000円	193,000円	166,000円	3,000,000円
15年	64,000円	52,000円	2,000,000円	126,000円	114,000円	2,000,000円
20年	47,000円	42,000円	1,000,000円	92,000円	88,000円	1,000,000円
25年	37,000円	35,000円	500,000円	72,000円	71,000円	500,000円

*一時払掛金は、加入時に払込んだものとします。

個人年金共済制度【拠出型企業年金保険】注意喚起情報

この「個人年金共済制度【拠出型企業年金保険】注意喚起情報」は、ご加入のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当注意喚起情報および契約概要の該当箇所を必ずご確認ください。

1. ご加入のお申込の撤回(クーリング・オフ制度)

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする企業保険契約であることから、ご加入のお申込の撤回(クーリング・オフ)の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

2. ご加入の責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき委託保険会社にご加入を承諾した場合、委託保険会社は下記の「加入日」からご契約上の責任を負います。

●加入日(新規・増口)

毎月20日までにお申込の場合……………翌々月1日

毎月21日以降月末までにお申込の場合……………翌々月1日

(ただし、半年払の加入日は2月1日または8月1日、一時払の加入日は1月1日または9月1日となります。)

※生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 加入資格について

拠出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業されている団体の所属員(当制度においては大阪商工会議所会員事業所・特定商工業者事業所の事業主および役員・従業員)の方のみご加入いただけます。また、原則、当所を退会されたり、会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。

4. 掛金のお払込みについて

ご加入者から掛金の払込みがなく2ヵ月を経過した場合、加入不成立もしくは脱退としてお取扱いたします。

5. 年金や一時金のお支払い制限について

次のような場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。

- 遺族一時金(年金)の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金(年金)をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(掛金の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約による加算がないことがあります。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 払込みのない加入日については、遺族年金特約による加算はありません。

6. 脱退・払出し時の一時金額について

お払いいただいた掛金は、そのまま積立てるのではなく、一部は制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等にあてられます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。

7. 予定利率等の変更について

委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。

8. 生命保険会社の信用リスクと生命保険契約者保護機構について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金(脱退一時金)、年金等の金額が削減されることがあります。

この制度の委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、積立金(脱退一時金)、年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス:<https://www.seihohogo.jp/>

9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 個人情報に関するお知らせ

大阪商工会議所は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社(大同生命保険株式会社ほか4社)および事務委託会社(日本システム収納株式会社)へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、商工会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、商工会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

11. 年金や一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- お客様からのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレット・大阪商工会議所ホームページ等にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 年金や一時金のご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金や一時金のお支払事由が生じた場合は、すみやかに契約者(団体)の照会先までご連絡ください。

12. 複数の年金・保険金などの支払事由に該当する可能性について

- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに契約者(団体)の照会先までご連絡ください。

13. ご照会について

【制度に関する諸手続きについてのご照会】

大阪商工会議所 共済事業室

TEL 06-6944-6341 FAX 06-6944-6345

【当紙面(「契約概要」)、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 電話番号:0120-501-094

(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く。)

公的保険制度について

保険加入に際しては、ライフプランや公的保険制度等を踏まえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

■生命保険協会の公的年金制度(老齢年金)解説チラシ

URL:https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/pdf/data_01.pdf

税務上の取扱

①掛金

加入者が負担した掛金より制度運営事務費を控除した額が個人年金保険料控除の対象となります。また、年齢60歳以上で加入された方は一般の生命保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条)

②年金

雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)

③脱退一時金

一時所得となります。(所得税法第34条、同法施行令第183条)

④遺族一時金

相続税の対象となります。ただし、法定相続人数×500万円までの範囲内は非課税です。

(相続税法第3条・第12条)

※記載の税務取扱は2023年11月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行

関西みらい銀行

大阪信用金庫

北おおさか信用金庫

三菱UFJ銀行

池田泉州銀行

大阪厚生信用金庫

尼崎信用金庫

三井住友銀行

徳島大正銀行

大阪シティ信用金庫

のぞみ信用組合

りそな銀行

みなと銀行

大阪商工信用金庫

北陸銀行

永和信用金庫

※金融機関名は2023年11月現在のものです。名称変更などがあった場合は、新金融機関にてお取り扱いできます。

(注意)上記取扱金融機関の近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)にある本支店のみの取扱となります。

■お問合せは

大阪商工会議所 共済事業室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番8号

TEL 06-6944-6341 FAX 06-6944-6345